

**「今後の福祉事務所における生活保護業務の
業務負担軽減に関する調査研究」を
踏まえた対応
（家庭訪問に関する取扱いの見直し）について**

生活保護における家庭訪問の基準について

- 生活保護においては、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、自立を助長するための指導を行うことを目的として、年間訪問計画を策定のうえ訪問調査を実施している。

家庭訪問の基準

- 世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。
各世帯の具体的な年間訪問計画は、各実施機関において生活保護受給世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じ、次の基準を踏まえ、策定する。

訪問頻度	対象となる世帯
(1) 1箇月又は2箇月に1回以上 (毎月又は1年に6回以上)	ア 就労阻害要因がないにもかかわらず、稼働能力の活用が不十分であるなど、積極的な助言指導を要する世帯 イ 生活状況や療養態度に課題があり、かつ民生委員・児童委員や保健所、児童相談所、地域包括支援センター等の関係機関（以下「民生委員等の関係機関」という。）との関わりや扶養義務者、近隣住民等との交流がないなど、生活状況や健康状態等の把握を要する世帯 ウ 資産や他法他施策の活用を怠っており助言指導を要する世帯 エ その他継続的な助言指導を要する世帯
(2) 3箇月又は4箇月に1回以上 (1年に3回又は4回以上)	ア 稼働能力の活用が不十分であったり、又は就労状況や就労収入が安定していないなど、定期的に助言指導を要する世帯（（1）アに該当する場合を除く。） イ 民生委員等の関係機関との関わりや扶養義務者、近隣住民等との交流がほとんどなく、生活状況や健康状態等の把握を要する世帯 ウ その他定期的な助言指導を要する世帯
(3) 6箇月に1回以上 (1年に2回以上)	上記以外の世帯

- ※ 個別支援プログラムを活用している者については、関係機関等との連絡等により必要な状況確認ができる場合には、その連絡等を 3回目以上の家庭訪問とみなすこと（さらに一定の要件を満たす高齢者世帯については、上記の連絡等を 2回目以上の家庭訪問とみなすこと）ができる。

臨時訪問等について

- 訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこととされており、また、世帯の状況に変化が認められる等の 訪問計画外の訪問が必要である場合には、随時に訪問（臨時訪問）を行うこととされている。

家庭訪問の方法に関する取扱いの見直し①

- 現行上、訪問計画上の3回目以上の家庭訪問としてみなすことができる「①個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡」の要件と同様に、外部の専門機関と連携することにより、必要な状況が確認できる場合として、②、③の要件を追加し、家庭訪問とみなすことができる範囲の拡大を図るもの。

※なお、訪問計画以外に訪問することが必要である場合、随時に訪問（臨時訪問）を行う取扱いについて変更するものではない。

	従来の取扱い	見直し（案） <small>※前回（第15回）資料から字句修正あり</small>
訪問計画上の3回目以上の家庭訪問とみなすことができる場合	<p>以下の方法で必要な状況確認ができる場合</p> <p>① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡</p>	<p>以下のいずれかの方法で必要な状況確認ができる場合</p> <p>① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との情報共有</p> <p>② 被保護者本人からの被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業への参加状況の報告及び被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業を実施する関係機関等との情報共有</p> <p>③ 支援関係者が参集する会議体（※）にケースワーカーが参加する場合、その場での情報共有</p>

※ 重層的支援体制整備事業における重層的支援会議、ケアマネジャーが参画するサービス担当者会議、成年後見制度を含めた権利擁護支援に関する具体的な支援方策等を検討・協議する場（ケース会議及び受任調整会議等）など、それぞれの制度における個別支援を行うための計画・プランを作成するための会議が該当。

家庭訪問の方法に関する取扱いの見直し②

- 訪問計画上の3回目以上の家庭訪問とみなすことができる要件を満たす（必要な状況確認ができる）高齢者世帯であって、生活状況が安定しており大きな変化が生じにくい世帯として想定される（ア）又は緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている（イ）のいずれかの要件を満たす場合に家庭訪問とみなすことができるものとして取り扱うもの。

※なお、訪問計画以外に訪問することが必要である場合、随時に訪問（臨時訪問）を行う取扱いについて変更するものではない。

	従来の取扱い	見直し（案） ※前回（第15回）資料から字句修正あり
<p>訪問計画上の2回目以上の家庭訪問とみなすことができる場合 （高齢者世帯）</p>	<p>以下の方法で必要な状況確認ができる場合</p> <p>① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との<u>連絡</u></p> <p>さらに、次の要件<u>をすべて</u>満たす高齢者世帯の場合</p> <p>（ア）自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理が行われており、日常生活に支障がない</p> <p>（イ）配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている</p>	<p>以下の<u>いずれか</u>の方法で必要な状況確認ができる場合</p> <p>① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との<u>情報共有</u></p> <p>② <u>被保護者本人からの被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業への参加状況の報告及び被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業を実施する関係機関等との情報共有</u></p> <p>③ <u>支援関係者が参集する会議体（※）にケースワーカーが参加する場合、その場での情報共有</u></p> <p>さらに、次の要件<u>のいずれか</u>を満たす高齢者世帯の場合</p> <p>（ア）自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理が行われており、日常生活に支障がない</p> <p>（イ）配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている</p>

※ 重層的支援体制整備事業における重層的支援会議、ケアマネジャーが参画するサービス担当者会議、成年後見制度を含めた権利擁護支援に関する具体的な支援方策等を検討・協議する場（ケース会議及び受任調整会議等）など、それぞれの制度における個別支援を行うための計画・プランを作成するための会議が該当。

家庭訪問の方法に関する取扱いの見直しに関する留意事項について

- 今回の家庭訪問の方法に関する取扱いの見直しにあたっては、各自治体等からのご意見も踏まえ、以下のような留意事項を通知等で明示した上で実施することとしたい。

留意事項

<今回の見直しの趣旨について>

- ・ 福祉事務所以外の他機関との連携によって、それらの機関が有する専門性を統合し支援に活用されることが望ましく、ケースワーカーが専門性を活かして本来向き合うべき本来のケースワーク業務に充てられる時間を確保しやすくなることによって、生活保護における支援の質を高めることができるとともに、結果的にケースワーカーの業務負担軽減にもつながることが期待される。
- ・ 家庭訪問とみなすことができる場合を示すものであり、該当するケースについて一律に家庭訪問とみなさなければならないものではない。

<必要な訪問が行われなくなるとの懸念について>

- ・ 家庭訪問とみなすことができるのは、情報共有等により必要な状況確認ができる場合に限られる。福祉事務所において、状況確認が十分にできないと判断される場合には、家庭訪問とみなすことはできない。
- ・ 情報共有等により必要な状況が確認できていたとしても、福祉事務所において、対面による助言・指導等のために訪問が必要と判断した場合においては、適切に訪問を行うことが適当である。

<会議体における情報共有について>

- ・ 会議体に参加することのみをもって家庭訪問とみなすことができるとする趣旨ではなく、会議に参加している複数の参加者から多角的な情報を共有すること等により、被保護者の必要な状況確認ができる場合に家庭訪問とみなすことができるものである。
- ・ 併せて関係機関との連携の促進にも留意すべきである。
- ・ 会議体での情報共有にあたっては、各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえた被保護者の個人情報の取扱いについての配慮が必要である。